

## 「ウッドロジングリセリンエステル」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

(平成18年8月29日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

### 1. 経緯

食品添加物の新規指定要請の手続き等については、平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知により、指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている。

今般、「ウッドロジングリセリンエステル」の食品添加物としての指定及び規格基準の設定について事業者より要請書が提出されたことから、食品添加物の指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

### 2. 「ウッドロジングリセリンエステル」について

ウッドロジングリセリンエステルは、松の切株を粉碎後、溶媒で抽出して得た、ウッドロジン樹脂酸を精製した後、グリセリンとエステル化反応させて得られるウッドロジン樹脂酸のトリ及びジグリセリンエステルであり、樹脂酸分画の主成分はアビエチン酸である。

米国においては、チューインガム基礎剤、清涼飲料水、アルコール飲料への使用が認められており、EUにおいては、清涼飲料水、一部のアルコール飲料への使用が認められている。

我が国においては、類似化合物エステルガムが昭和33年に指定されチューインガム基礎剤として用いられている。

### 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ウッドロジングリセリンエステル」の食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討する。